

中宮浄水場更新事業及び  
浄水施設運転維持管理業務等委託

入札説明書

令和2年（2020年）9月

枚方市上下水道局

## 目 次

1	入札説明書の位置づけ	1
2	事業の概要	1
2. 1	事業の目的	1
2. 2	事業内容に関する事項	2
2. 2. 1	事業名称	2
2. 2. 2	事業方式	2
2. 2. 3	公共施設等の管理者の名称	2
2. 2. 4	対象施設及び対象業務	2
2. 2. 5	事業期間	2
2. 2. 6	本事業におけるサービスの範囲と水準	2
2. 2. 7	提供されるサービスに対する対価の支払い	2
2. 2. 8	事業スケジュール	2
2. 2. 9	事業用地等の使用に関する事項	3
2. 2. 10	遵守すべき関係法令等	3
3	事業者の募集及び決定に関する事項	3
3. 1	事業者の募集及び選定方法	3
3. 1. 1	事業者の募集及び選定	3
3. 1. 2	落札者の決定	4
3. 2	入札参加資格に関する事項	4
3. 2. 1	入札参加者の構成等	4
3. 2. 2	入札参加資格要件	5
3. 2. 3	入札参加者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い	8
3. 2. 4	事業に係る事業費等	8
4	事業者選定の日程等	8
4. 1	募集及び選定の日程等	8
4. 2	入札手続き	9
4. 2. 1	入札説明書等の公表	9
4. 2. 2	入札説明書等に関する質問（第一回）の受付	10
4. 2. 3	質問（第一回）に対する回答	10
4. 2. 4	入札参加表明書等の受付	10
4. 2. 5	入札参加資格確認結果の通知	11
4. 2. 6	入札説明書等に関する質問（第二回）の受付	11
4. 2. 7	質問（第二回）に対する回答	12
4. 2. 8	入札書類の提出	12
4. 2. 9	開札	12
4. 2. 10	基礎審査（技術提案書の確認）	13
4. 2. 11	開札結果・基礎審査結果・ヒアリング日程の通知	13
4. 2. 12	入札参加者のプレゼンテーション及びヒアリングの実施	13
4. 2. 13	入札に関する留意事項	14

5	落札者の決定	16
5. 1	入札書類の審査	16
5. 2	審査会の委員等	16
5. 3	入札書類に関するヒアリング	16
5. 4	入札価格調査	16
5. 5	落札者の決定	17
5. 6	落札者を決定しない場合	17
5. 7	審査結果及び評価の公表	17
5. 8	契約手続き	17
5. 8. 1	契約の締結	17
5. 8. 2	運転維持管理業務をSPCとして行う場合	18
5. 8. 3	契約を締結しない場合	18
5. 8. 4	契約に要する費用の負担	19
5. 8. 5	契約保証金	19
6	その他必要な事項	19
6. 1	個人情報の取り扱い	19
6. 2	問い合わせ先	19

## 1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、枚方市（以下「本市」という。）が、DBO（Design Build Operate）方式による「中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

本事業を進めるにあたっては、将来にわたり安定的かつ効率的な施設整備と維持管理を実現するとともに、さらなるコスト縮減を図ることを目的に、事業者の技術、ノウハウ等を用いた性能発注による設計・施工・維持管理一体の整備等を実施するものである。

なお、以下の文書は入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。

附属資料（1）業務要求水準書

附属資料（2）発注仕様書

附属資料（3）落札者決定基準

附属資料（4）提出書類作成要領及び様式集

附属資料（5）基本契約書（案）

附属資料（6）設計及び建設工事請負契約書（案）

附属資料（7）浄水施設運転維持管理業務等委託契約書（案）

## 2 事業の概要

### 2.1 事業の目的

本市の水道事業は、昭和8年に通水を開始し、平成26年度に80周年を迎えており、管路や多くの施設で老朽化が進行しつつあるため、管路や施設の更新・耐震化などを順次進めているところである。

本市水道事業の基幹浄水場である中宮浄水場では、磯島取水場（昭和59年竣工）から取水した原水を第1浄水場（昭和40年竣工）及び第2浄水場（昭和48年竣工）で凝集沈澱及び急速ろ過処理を行い、その後、高度浄水施設（平成10年竣工）においてオゾン接触及び粒状活性炭処理を経て水道水として日量最大13万 $\text{m}^3$ の供給を行っているが、第1浄水場は給水開始53年を経過し、第2浄水場は45年を経過しており、改修や補強だけでは施設の維持管理に限界がきているのが現状である。

そこで、本事業は、中宮浄水場の第1浄水場について、将来の水需要減少を見据えた合理的な施設整備、これまで以上の効率性・機能性を確保した施設・設備の導入、効率的な事業運営を目指し、中宮浄水場に隣接した建設予定地内に膜ろ過方式による浄水施設の更新をするものである。

また、新第1浄水場を包括して運転維持管理業務を行うことにより、効率的・効果的な事業運営が期待でき、安全・安心な水道水を継続的に供給する水運用を行うため、中

宮浄水場・中宮浄水場高度浄水施設・場外 29 施設（以下「既設施設」という。）の運転維持管理業務を本事業に含めるものとする。

## 2. 2 事業内容に関する事項

### 2. 2. 1 事業名称

中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託

### 2. 2. 2 事業方式

本事業は、新第 1 浄水場の設計、工事、運転維持管理及び改造が必要となる既設施設の設計、工事並びに既設施設の運転維持管理までを一括して実施する D B O 方式で実施する。新第 1 浄水場及び既設施設の運転維持管理については、法定外委託（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に規定する業務の委託（第三者委託）には該当しない）により事業者が行うが、新第 1 浄水場の設計、工事、運転維持管理については性能発注、既設施設の運転維持管理については仕様発注とするが提案も認めるものとする。

### 2. 2. 3 公共施設等の管理者の名称

枚方市上下水道事業管理者 伊藤 竹彦

### 2. 2. 4 対象施設及び対象業務

本事業における対象施設及び対象業務は、附属資料（1）業務要求水準書及び附属資料（2）浄水施設運転維持管理業務等委託発注仕様書に示すとおりとする。

### 2. 2. 5 事業期間

事業契約締結の日から令和 29 年（2047 年）3 月 31 日までを事業期間とする。

### 2. 2. 6 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、事業期間にわたり、附属資料（1）業務要求水準書及び附属資料（2）浄水施設運転維持管理業務等委託発注仕様書に示す水準を確保するものとする。

### 2. 2. 7 提供されるサービスに対する対価の支払い

本市は、事業契約（附属資料（5）基本契約書（案）、附属資料（6）設計及び建設工事請負契約書（案）及び附属資料（7）浄水施設運転維持管理業務等委託契約書（案）からなる 1 の契約をいう。）に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

### 2. 2. 8 事業スケジュール

事業スケジュールは、表 2-1 のとおり予定している。

表 2-1 事業スケジュール（予定）

項 目	予 定
事業契約の締結	令和 4 年(2022 年)3 月
設計期間	令和 4 年(2022 年)4 月～ 令和 5 年(2023 年)3 月（1 年間）
設備台帳システムの構築期間	令和 4 年(2022 年)4 月～ 令和 6 年(2024 年)3 月（2 年間）
工事期間	令和 5 年(2023 年)4 月～ 令和 9 年(2027 年)3 月（4 年間）
既施設の運転維持管理期間	令和 8 年(2026 年)4 月～ 令和 29 年(2047 年)3 月（21 年間）
建設完了	令和 9 年(2027 年)3 月
新第 1 浄水場の運転維持管理期間	令和 9 年(2027 年)4 月～ 令和 29 年(2047 年)3 月（20 年間）
事業終了	令和 29 年(2047 年)3 月

## 2. 2. 9 事業用地等の使用に関する事項

本事業の実施に必要な用地、設備等の使用について、事業者は、本市の許可を得て無償で使用できるものとする。

## 2. 2. 10 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

## 3 事業者の募集及び決定に関する事項

### 3. 1 事業者の募集及び選定方法

#### 3. 1. 1 事業者の募集及び選定

本事業における事業者の募集及び落札者の決定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

本事業の入札手続は、以下のとおり実施する。

##### (1) 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、本業務の入札に参加する資格を有しているか、一定の実績を有しているかなどの確認を行う。

##### (2) 提案内容の審査

入札参加資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法や事業費用等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決

定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。

### 3. 1. 2 落札者の決定

3. 1. 1 に示す事業者の募集及び選定に際して、学識経験者等による「中宮浄水場更新事業総合評価一般競争入札審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。本市は、審査会の落札候補者の選定結果をもとに落札者を決定する。

## 3. 2 入札参加資格に関する事項

### 3. 2. 1 入札参加者の構成等

本事業の枠組みは図 3-1 に示すとおりであり、入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、複数の企業により構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。
- (2) グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。入札参加者は、構成企業を代表する企業 1 社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募の申請及び提案書提出手続きを行うこととする。
- (3) 入札参加者は、入札参加表明書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業の企業名、各々が担う業務を明らかにするとともに、各構成企業の業務等の分担に関する協定を締結していること。なお、工事監理は設計企業が担うこと。
- (4) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることができない。
- (5) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。
  - ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する場合。
    - (ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。
    - (ア) 一方の会社の役員（会社法第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
    - (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

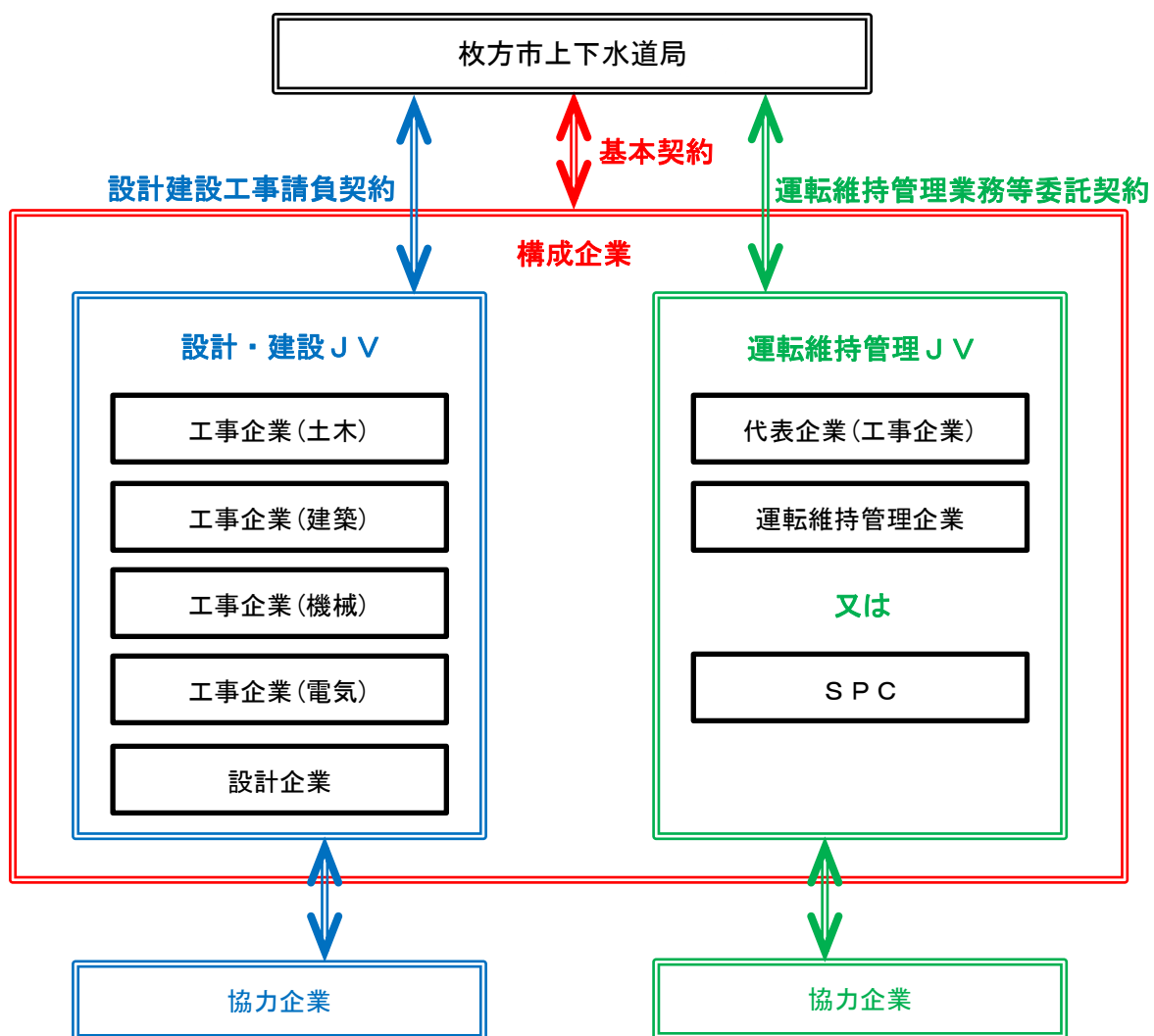


図 3-1 入札参加者の構成

### 3. 2. 2 入札参加資格要件

#### (1) 共通の入札参加資格要件

- ① 入札参加表明書の提出期限日において、枚方市競争入札参加資格を有している者で枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- ② 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ③ 入札参加表明書の提出期限日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ④ 入札参加表明書の提出期限日において、営業停止中でないこと。



- ⑤ 入札参加表明書の提出期限日において、枚方市に未納の税額がないこと。
- ⑥ 入札参加表明書の提出期限日において、納期限の到来した国税（申告所得税又は法人税及び消費税）を完納していること。
- ⑦ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑧ 事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関係している者若しくは審査会の委員と資本面若しくは人事面において密接な関連のある法人又はその関連企業でないこと。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。なお、本事業のアドバイザー業務に関わった者は、以下のとおりである。
  - ・ 株式会社日水コン
  - ・ P w C 弁護士法人

(2) 各業務における入札参加資格要件

入札参加者は、対象施設の設計、建設及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件をすべて満たすこと。

① 設計に関する要件

(ア) 設計企業は、次の各要件を全て満たすこと。

- (A) 建築士法（昭和 25 年法律第 25 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (B) 本市において、委託業務（建設コンサルタント等）の「建築設計」又は「土木設計」で登録している者であること。
- (C) 過去 15 年以内に、日本国内において水道事業又は水道用水供給事業における計画浄水量 10,000 m<sup>3</sup>/日以上膜ろ過方式による浄水場での実施設計業務の受託実績を有すること。
- (D) 本市に「社会保険加入状況申出書」を不備なく提出していること。

(イ) 配置予定管理技術者は、次の各要件を全て満たすこと。

- (A) 直接雇用する技術士（上下水道部門、選択科目が「上水道及び工業用水道」の者に限る。）、総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）又は建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号に規定する建設コンサルタント技術管理者（上水道及び工業用水道部門の者に限る。）を配置すること。
- (B) 業務全般の技術的監理を行える者であること。

② 建設に関する要件

工事企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業

の場合は少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- (ア) 公益財団法人水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。
- (イ) 過去15年以内に、日本国内において水道事業又は水道用水供給事業における計画浄水量10,000 m<sup>3</sup>/日以上膜ろ過方式による浄水場での建設実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成企業として出資比率が10分の2以上であるものに限る。
- (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 本市において、建設工事の「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」又は「電気工事」で登録している者であること。
- (オ) 入札参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P点）が土木一式工事については1,200点以上、建築一式工事については1,200点以上、機械器具設置工事については市内業者及び準市内業者は点数条件なし、その他業者はP点700点以上、電気工事については市内業者及び準市内業者は点数条件なし、その他業者はP点700点以上であること。

### ③ 運転維持管理に関する要件

- (ア) 運転維持管理企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は少なくとも1社がその要件を満たすこと。
  - (A) 過去15年以内に、日本国内において砂ろ過及び膜ろ過の浄水場（水道事業及び水道用水供給事業に限る。）の運転維持管理実績を3年以上有すること。なお、夜間若しくは休日みの運転維持管理実績又は排水処理みの運転維持管理実績は、実績として認めない。
  - (B) 本市において、「その他委託」で登録している者であること。
  - (C) 都道府県公安委員会より、警備業の「1号警備業務」の認定を受けていること。
  - (D) 本市に「社会保険加入状況申出書」を不備なく提出していること。
- (イ) 配置予定業務責任者は、次の各要件を全て満たし、運転維持管理業務を開始するまでに配置すること。
  - (A) 業務責任者として、直接雇用で水道技術管理者（水道法施行令第6条に定められた者）の資格を有し、かつ、過去15年以内に水処理運転管理業務（下水処理含む）に5年以上の実務経験もしくは浄水場運転管理業務に3年以上の実務経験を有する者を配置すること。
  - (B) 主任技術者として、直接雇用で水道技術管理者（水道法施行令第6条に定められた者）の資格を有する、もしくは水処理運転管理業務（下水処理含む）

に5年以上の実務経験または浄水場運転管理業務に3年以上の実務経験を有する者を配置すること。

(3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。

3. 2. 3 入札参加者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い

(1) 入札参加資格の確認基準日の翌日から提案書の受付締切日までの間に入札参加資格を喪失した場合。

① 代表企業が入札参加資格を喪失した場合

代表企業が3. 2. 2 (1) 及び3. 2. 2 (2) に示す入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。

② 代表企業以外の構成企業が入札参加資格を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該企業が請負、又は受注する予定であった業務について、新たに入札参加資格の確認を受けたいと、構成企業の役割分担の変更又は構成企業の追加を認める。この場合、入札参加資格を失った構成企業は入札参加者から除外する。

(2) 提案書の受付締切日の翌日から落札者決定の通知日までの間に入札参加資格を喪失した場合

① グループを構成する企業が入札参加資格を喪失した場合

グループを構成する企業が3. 2. 2 (1) 及び3. 2. 2 (2) に示す入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。

3. 2. 4 事業に係る事業費等

(1) 事業費の上限額（入札書比較価格）

本事業の事業費の予定価格を設定する。予定価格は事後公表とする。

ただし、この額は、消費税及び地方消費税に相当する金額は含まない。

4 事業者選定の日程等

4. 1 募集及び選定の日程等

事業者の募集及び選定の日程は、表 4-1 のとおり予定している。

表 4-1 事業者の募集及び選定の日程（予定）

実施事項	日程
入札公告（入札説明書等の公表）	令和2年(2020年)9月17日（木）

現場確認及び資料閲覧の受付	令和2年(2020年)9月17日(木)から 令和2年(2020年)9月25日(金)まで
現場確認及び資料の閲覧	令和2年(2020年)9月17日(木)から 令和2年(2020年)10月2日(金)まで
入札説明書等に関する質問(第一回)の受付	令和2年(2020年)9月17日(木)から 令和2年(2020年)10月9日(金)正午まで
入札説明書等に関する質問(第一回)への回答公表	令和2年(2020年)10月23日(金)
入札参加表明書等の提出期限	令和2年(2020年)10月23日(金)から 令和2年(2020年)10月29日(木)まで
入札参加資格確認結果の通知	令和2年(2020年)11月13日(金)まで
入札説明書等に関する質問(第二回)の受付	令和2年(2020年)11月24日(火)から 令和2年(2020年)12月4日(金)正午まで
入札説明書等に関する質問(第二回)への回答公表	令和2年(2020年)12月18日(金)
入札書類の提出期限日	令和3年(2021年)3月29日(月)から 令和3年(2021年)3月31日(水)まで
開札	令和3年(2021年)4月1日(木)以降
基礎審査(技術提案書類の確認)	令和3年(2021年)4月1日(木)から 令和3年(2021年)4月30日(金)まで
開札結果・基礎審査結果・ヒアリング日程の通知	令和3年(2021年)4月30日(金)まで
入札参加者のプレゼンテーション及びヒアリング	令和3年(2021年)6月下旬
入札価格調査	令和3年(2021年)7月下旬
落札者の決定及び公表	令和3年(2021年)8月上旬
事業契約の締結	令和3年度(2021年度)中

## 4.2 入札手続き

入札に関する手続等は次のとおりである。

### 4.2.1 入札説明書等の公表

以下のホームページからダウンロードすること。

本事業の公募にかかる情報提供と閲覧資料のホームページアドレス(URL)

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000008180.html>

また、本市は、入札参加者に対して、入札説明書以外の参考資料等(以下「閲覧資料」という。)の閲覧を認める。

資料閲覧希望者は、入札説明書関連資料閲覧申込書(様式I-1)に必要事項を記入の

うえ下記メールアドレスに電子メールで提出すること。個別の閲覧日時・場所・方法等は、後日、本市が指定する。

現場確認を希望する場合は、現場確認申込書（様式 I-2）に必要事項を記入のうえ、下記メールアドレスに電子メールにて提出すること。

また、現場確認及び資料の閲覧時において、閲覧資料や入札説明書等に関する質問・意見は一切受け付けない。

現場確認及び資料閲覧の受付	令和 2 年（2020 年）9 月 17 日（木）から 令和 2 年（2020 年）9 月 25 日（金）まで
現場確認及び資料閲覧の期間	令和 2 年（2020 年）9 月 17 日（木）から 令和 2 年（2020 年）10 月 2 日（金）まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。
提出先電子メールアドレス	suijyo@city.hirakata.osaka.jp
閲覧場所	枚方市上下水道局 浄水課

#### 4. 2. 2 入札説明書等に関する質問（第一回）の受付

入札説明書等に関する質問（第一回）の受付を、下記の要領にて行う。

受付期間	令和 2 年（2020 年）9 月 17 日（木）から 令和 2 年（2020 年）10 月 9 日（金）正午まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。
質問の様式	様式 I-3 を用いて、申込書を Excel 形式の添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に提出すること。
提出先電子メールアドレス	Keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は【中宮浄水場更新事業 入札説明書等に関する質問（第一回）】とし、送信すること。

#### 4. 2. 3 質問（第一回）に対する回答

令和 2 年（2020 年）10 月 23 日（金）午後 1 時より、枚方市入札・契約情報、契約課ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

#### 4. 2. 4 入札参加表明書等の受付

入札参加者は、「3. 2. 2 入札参加資格要件」に提示した条件を満たしていることを証明するため、本事業への入札参加表明書等（様式 II-1～6）を入札参加表明書等提出期

限日までに提出し、本市から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。記載要領、提出要領については、附属資料（４）「提出書類作成要領及び様式集」の「3.1 入札参加資格申請時に関わる提出様式の提出方法」を参照すること。

送付先については、下記に示す方法に基づき期限内に送付すること。

提出期間	令和２年（２０２０年）１０月２３日（金）から 令和２年（２０２０年）１０月２９日（木）まで
提出先	〒５７３-８７９９ 枚方郵便局留 枚方市役所総務部契約課 行 「中宮浄水場更新事業 入札参加表明書等」
提出方法	「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で受付期間内に枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。

#### 4. 2. 5 入札参加資格確認結果の通知

本市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、入札参加資格の確認基準日までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

入札参加資格の確認結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、入札参加資格の確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、入札参加資格の確認結果の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

#### 4. 2. 6 入札説明書等に関する質問（第二回）の受付

入札説明書等に関する質問（第二回）の受付を、下記の要領にて行う。

なお、受付期間以外は質問（第一回）の受付要領と同様とする。

受付期間	令和２年（２０２０年）１１月２４日（火）から 令和２年（２０２０年）１２月４日（金）正午まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。
質問の様式	様式Ⅰ-４を用いて、申込書をExcel形式の添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に提出すること。
提出先電子メールアドレス	Keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は【中宮浄水場更新事業 入札説明書等に関する質問（第二回）】とし、送信すること。

#### 4. 2. 7 質問(第二回)に対する回答

令和2年(2020年)12月18日(金)午後1時より、枚方市入札・契約情報、契約課ホームページ(質疑回答公表)にて掲載する。

#### 4. 2. 8 入札書類の提出

入札参加者は、入札書類を次の要領で代表企業から本市に提出すること。

##### (1) 入札書

入札書の記載要領については、附属資料(4)「提出書類作成要領及び様式集」の「3.3 入札書に関わる提出方法」を参照すること。

##### (2) 技術提案書

提案書類の記載要領については、附属資料(4)「提出書類作成要領及び様式集」の「2.4 作成要領～2.7 提案書の作成における留意事項」を参照すること。

##### (3) 入札書類の提出方法

入札書及び技術提案書については、必要部数をそれぞれ箱に詰めて、附属資料(4)「提出書類作成要領及び様式集」に示す「別紙 提案に関する提出書類用 送付書き方見本」を参考に、必要事項を記載したものを箱の上部に貼付けて送付すること。

送付先については、下記に示す方法に基づき期限内に送付すること。

提出日時	令和3年(2021年)3月29日(月)から 令和3年(2021年)3月31日(水)まで
提出場所	〒573-8799 枚方郵便局留 枚方市役所総務部契約課 行 「中宮浄水場更新事業 入札書類」
提出方法	「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で受付期間内に枚方郵便局(枚方北局・枚方東局は不可)に必着するように郵送すること。
注意事項	ア 入札書類提出後は、撤回や差替えは認めないため、記入漏れ、誤り等がないかよく確認して提出すること。 イ 指定された提出期間内に入札書類を提出しなかった者は、失格とする。 ウ 「様式集」に基づかない技術提案書については、評価の対象とせず失格とする場合がある。

#### 4. 2. 9 開札

- ① 実施日時、開札場所等の詳細は、入札書類の提出期限日以降に代表企業に通知する。

## ② 入札参加に関する留意事項等

### (ア) 立会い

開札は、代表企業又はその代理人の立会いのもで行う。ただし、代表企業又はその代理人が立会わない場合においては、当該開札事務に関係のない本市の職員（以下「立会職員」という。）を立会わせて行う。

### (イ) 入場制限

開札場所には、代表企業又はその代理人若しくは立会職員及び開札事務に関係のある職員（以下「開札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

### (ウ) 開始時刻の厳守

代表企業又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場所に入場することができない。

### (エ) 身分証明書の提示

代表企業又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、開札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。

### (オ) 入札価格の公表

開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、入札価格の公表は行わない。

- ③ 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がない場合、再度入札を行うことがある。ただし、一度目の入札に参加しなかった者、一度目の入札の結果が失格又は無効であった者は再度入札に参加することができない。

## 4. 2. 10 基礎審査(技術提案書の確認)

提出された技術提案書について、入札参加者が業務要求水準書に示す要求水準を満たしていることを確認する。要求水準を満たさないことが確認された場合には失格とする。

## 4. 2. 11 開札結果・基礎審査結果・ヒアリング日程の通知

開札結果・基礎審査結果・ヒアリング日程については、代表企業に対して令和 3 年(2021 年) 4 月 30 日(金)までに本市から書面により通知する。

## 4. 2. 12 入札参加者のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

本市は、入札参加者に対し、技術提案書の内容に関するヒアリングを求める。

なお、このヒアリングは、技術提案書に基づく説明資料等により実施するものとし、追加提案は認めない。プレゼンテーションは、原則、パワーポイントを用いたスクリーンへの映写により行うものとする。



#### 4. 2. 13 入札に関する留意事項

##### (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、本入札説明書に定めるもののほか、枚方市契約規則その他関係法令を遵守すること。

第三者を介し、入札参加者名等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法第 96 条の 6 第 1 項「公契約関係競売等妨害」に抵触する可能性がある。当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然と対応するので了知されたい。

##### (2) 入札書類の書換え等の禁止

入札参加者は、入札書類の提出期限日以降における入札書類の差替え及び再提出をすることができない。

##### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① 入札参加資格の要件を満たさない者が行った入札又は枚方市契約規則第 29 条第 3 項の規定による確認を受けない代理人が行った入札
- ② 指定の日時まで提出又は到着しなかつた入札
- ③ 入札保証金、申込保証金及び競り売り参加の保証金（以下「入札保証金等」という。）の納付を要する入札において入札保証金等を納付しない者又は入札保証金等が所定の額に達しない者が行った入札
- ④ 入札者の記名押印のない入札
- ⑤ 同一入札において入札者又はその代理人が 2 以上の入札を行ったその全部の入札
- ⑥ 同一入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- ⑦ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑧ 入札に関し、不正な行為により行われ、又は不正な行為があると疑うに足りる事実がある入札
- ⑨ 金額を訂正した入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

##### (4) 入札の辞退

本市より入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合には、入札書類の提出期限日までに入札辞退届（様式 I-5）を持参により提出すること。

##### (5) 入札の中止等

入札者又は入札参加資格の審査により当該入札の参加を認められたものが 2 者に満たないときは、入札の中止をするものとする。ただし、公告を再度行って実施する

一般競争入札については、この限りでない。

また、次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し又は入札期日を延期することがある。

- ① 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- ② 電子入札システムに障害が生じたとき。
- ③ 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

(6) 費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 入札保証金

枚方市契約規則第 23 条第 2 号の規定の例により免除とする。

なお、入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、同規則第 25 条の規定の例により、落札金額の 100 分の 3 に相当する額を違約金として徴収する。

(8) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

(9) 入札書類の取扱い

① 著作権

入札参加者から提出された技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表及びその他本市が必要と認める場合、落札者の技術提案書の一部又は全部を協議の上無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で落札者以外の入札参加者の技術提案書の一部を協議の上無償で使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は運転維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

③ 入札時の提出書類の返却

入札参加者から提出された書類は返却しないものとする。

(10) 本市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者も含む。）は、本市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、提案に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は提示してはならない。

## 5 落札者の決定

### 5.1 入札書類の審査

入札書類の審査は、3. 1. 2に示す審査会が、あらかじめ定めた附属資料（3）落札者決定基準に基づき、落札候補者を選定する。

### 5.2 審査会の委員等

審査会の委員は、次のとおりである。

なお、入札参加者が落札者決定前までに、本事業について審査会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

- (会 長) 笠原 伸介 大阪工業大学 工学部 教授
- (副会長) 山野 一弥 公益社団法人日本水道協会 大阪支所長
- (委 員) 村上 俊英 近畿税理士会 枚方支部 税理士
- (委 員) 高山 良子 大阪弁護士会 弁護士
- (委 員) 諸角 誠 大阪広域水道企業団 村野浄水場長
- (委 員) 宮田 雅典 大阪市水道局 工務部 水質試験所長

### 5.3 入札書類に関するヒアリング

本市は提案内容を確認するために、入札参加者に対してヒアリングを実施する。ヒアリングの実施時期は、令和3年（2021年）6月下旬（予定）とし、日時、場所等を事前に代表企業に通知する。

### 5.4 入札価格調査

- (1) 本市は、総合評価値が最も高い入札参加者の入札価格によってはその者により本事業に係る契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められないか、及びその者と本事業に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められないかについて、調査を行う。
- (2) (1)の調査は、次に掲げる事項について、当該入札参加者からのヒアリング、本事業の契約に係る設計担当者及び関係課への照会その他の方法により行うものとする。
  - ① 当該価格で入札した理由
  - ② 入札価格の詳細な内訳
  - ③ 労務者の具体的な供給の見通し
  - ④ その他必要な書類

- (3) 審査会は、(1) の調査の結果に基づき、同項に規定する事項について審査を行うものとする。
- (4) 前項の規定による審査の結果、当該入札参加者を落札者と決定しないときは、当該入札参加者に次いで総合評価値が高い者について、前3項の調査及び審査を行うものとする。

## 5. 5 落札者の決定

本市は審査会の落札候補者の選定を踏まえ、落札者を決定する。

## 5. 6 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び落札者の決定の過程において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者の提案によっても本事業をDBO方式で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

## 5. 7 審査結果及び評価の公表

本市は、審査会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市のホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 5. 8 契約手続き

### 5. 8. 1 契約の締結

本市は、本施設の設計、工事及び運転維持管理業務を一括で委託する<sup>\*</sup>ために、落札者（グループの構成企業全員）と事業契約（附属資料（5）基本契約書（案））を締結する。

また、本市は、新第1浄水場及び既設改造施設工事に、代表企業、設計企業及び工事企業の全員と事業契約（附属資料（6）設計及び建設工事請負契約書（案））を締結するものとし、新第1浄水場及び既設施設の運転維持管理業務に、代表企業及び運転維持管理企業の全員と事業契約（附属資料（7）浄水施設運転維持管理業務等委託契約書（案））を締結する。

契約に基づく本事業における設計業務、建設業務及び運転維持管理業務遂行上の責任は、原則として事業者が（グループの構成企業全員が連帯して）負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、本市が責任を負うものとする。

※一括で委託することから、設計、工事及び運転維持管理業務全体につき、一の法律

行為としての事業契約を締結するものである。なお、事業契約は、業務全体にわたる事項を定める部分、設計及び建設工事に関する事項を定める部分及び運転維持管理業務に関する事項を定める部分で構成し、それぞれ、基本契約、設計及び建設工事請負契約、浄水施設運転維持管理業務等委託契約と称することとしているが、それぞれは独立した契約ではない。

### 5. 8. 2 運転維持管理業務をSPCとして行う場合

運転維持管理業務を実施する運転維持管理企業をSPCとして、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立する場合は、SPCの登記上の本店所在地は、枚方市とする。

落札者（グループの構成企業全員）は、SPCに対し出資を行うこととし、落札者以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に本市の承諾を得なければならない。

#### （1）出資金の下制限

出資金は、事業契約の締結前までに5,000万円以上とし、運転維持管理業務期間中これを維持すること。

#### （2）事業計画書の提出

SPCは経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の3ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を本市に提出すること。

#### （3）財務書類等の提出

SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、SPCが会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に本市に提出すること。また、SPCは、SPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に本市に提出すること。なお、当該株主が株主上場企業でない場合、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第13条及び第14条に基づいて要求される監査報告書に準じて公認会計士が作成した監査報告書を提出すること。

### 5. 8. 3 契約を締結しない場合

入札書類の提出期限日から契約締結日までの期間において、落札（候補）者（グループの構成企業のいずれか）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札（候補）者は違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を枚方市に支払わなければならない。

① 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）

停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。

- ② 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。
- ③ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けたとき。
- ④ 建設業法第 29 条の規定による許可の取消処分を受けたとき。
- ⑤ 業務委託を行うに必要とする許可等が取消されたとき。

#### 5. 8. 4 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て落札者の負担とする。

#### 5. 8. 5 契約保証金

契約に係る契約保証金は、設計及び建設工事の請負に係る部分については、契約金額の 100 分 10 以上の額又はこれに代わる担保を、運転維持管理業務委託に係る部分については、契約金額の 100 分 5 以上の額又はこれに代わる担保をそれぞれ契約保証金として本市に納めること。

### 6 その他必要な事項

#### 6. 1 個人情報の取り扱い

本市は、提出された個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うものとする。

#### 6. 2 問い合わせ先

場 所 枚方市役所 総務部 契約課 (枚方市役所本館 3 階)

住 所 〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20

電 話 072-841-1345